

商標法施行規則等の一部を改正する省令について

平成 18 年 2 月
特許庁制度改正審議室

1. 改正の必要性

商標法の一部を改正する法律(平成17年法律第56号。以下「改正法」という。)において、地域団体商標制度が導入されたことに伴い、関連する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 地域団体商標の願書

地域団体商標の商標登録出願についての願書は、専用の様式第3の2(新設)により作成しなければならないことを、願書の様式について規定した商標法施行規則第2条に規定する。

(2) 地域団体商標に係る商標権の設定の登録

地域団体商標に係る商標権の登録方法として、商標登録原簿の第一表示部に当該商標権が地域団体商標に係る商標権である旨記録することとする。

(3) 出願の変更

改正法において、商標法(昭和34年法律第127号。以下「法」という。)第11条に地域団体商標の商標登録出願の変更についての規定が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行う。

(4) 情報の提供

改正法において、拒絶の査定をすべきものを列挙した法第15条第1項に地域団体商標の登録要件を規定した法第7条の2第1項が追加された。そこで、迅速・適確な審査の観点から、地域団体商標登録出願について、特許庁長官に対し、幅広く公衆から情報の提供がなされるようにすべく、商標法施行規則第19条第1項の情報の提供の規定に法第7条の2第1項の規定を追加する。

(5) 提出物件の省略

地域団体商標の商標登録出願を行う際、法第7条の2第4項において、当該出願人が法第7条第1項に規定する組合等であることを証明する書面及び当該出願に係る商標が法第7条の2第2項に規定する地域の名称を含むものであることを証明するため必要な書面(以下「法第7条の2第4項に規定する書面及び書類」という。)を提出しなければならないと規定されているところ、同時に他の手続においても上記書面の提出が必要となる場合であって、その内容が同一の場合に、提出を省略することが可能となるようにすべく、特許法施行規則等の準用規定である商標法施行規則第22条第1項中、提出物件の省略を規定した特許法施行規則第10条

の読替え規定に、法第7条の2第4項の規定を追加する。

(6) 物件の提出

法第7条の2第4項に規定する書面及び書類については、電子情報処理組織を使用して特許庁に提出することができないため、地域団体商標登録出願が電子情報処理組織を使用してなされる場合、上記の証明書類は、別途、紙で提出されなければならない。

そこで、電子情報処理組織を使用して特定手続を行うに際して、省令で定められた期間内に特許庁に提出すべき物件を規定した特例法施行規則第19条に、法第7条の2第4項に規定する書面及び書類を規定する。

(7) その他

・商標法施行規則様式第9(第2条関係)

補正却下後にした新たな商標登録出願についての願書の様式を定めた商標法施行規則様式第9の備考に、地域団体商標の商標登録出願の規定を追加する。

また、先の地域団体商標の願書と同様に、法第7条の2第4項に規定する書面及び書類を添付することとすることとし、備考6に、法第7条の2第4項に規定する書面及び書類について必要な事項を規定した様式第3の2備考1から3を準用することを規定する。

・その他所用の規定の整備を行う。

3. 施行期日

改正法の施行日と同日の平成18年4月1日から施行する。